

小牧市乳児等通園支援事業の認可及び実施に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 4 2 号

小牧市乳児等通園支援事業の認可及び実施に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の認可及び実施に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年小牧市条例第 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認可の申請等）

第2条 乳児等通園支援事業の認可（法第34条の15第2項に規定する認可をいう。以下同じ。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、乳児等通園支援事業を開始しようとする日の6月前までに、事業認可に関する事前協議書（以下「事前協議書」という。）、事業計画書及び省令に定めるもの（以下「事業計画書等」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、事前協議書及び事業計画書等を受理したときは、それらの内容を審査し、事業計画等を承認するときは、事業認可内示書（以下「内示書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、乳児等通園支援事業の施設（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の設備、運営面等に必要な条件を付することができる。

3 市長は、事業計画等を承認しないときは、理由を付して事業事前協議不承認書により申請者に通知するものとする。

4 内示書の交付を受けた申請者（以下「内定者」という。）が事前協議書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、事業認可事前協議内容変更申請書を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

（認可）

第3条 内定者は、乳児等通園支援事業所を整備し、開設の準備が完了したときは、事業開設準備完了届（以下「完了届」という。）を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、完了届を受理したときは、完了届の内容及び乳児等通園支援

事業所を検査し、法、条例及び前条第2項の規定による承認を受けた事業計画等(同項後段の規定により条件を付した場合は、その条件を含む。)に適合していることを確認したときは事業認可証により、適合していないと認めるときは理由を付して事業不認可通知書により、内定者に通知するものとする。

(内容等の変更)

第4条 前条第2項の認可を受けた者(以下「実施事業者」という。)は、乳児等通園支援事業の内容等を変更する場合は、事業内容等変更申請書(以下「変更申請書」という。)を変更しようとする日の2月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業内容等変更承認書により、当該実施事業者に通知するものとする。

(休止又は廃止)

第5条 実施事業者は、乳児等通園支援事業を休止(1年間を超えない期間において乳児等通園支援事業を実施しないことをいう。以下同じ。)又は廃止しようとする場合は、休止又は廃止しようとする日の6月前までに、省令第36条の37第1項各号に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

2 実施事業者は、前項の規定による協議が整ったときは、乳児等通園支援事業を休止又は廃止しようとする日の2月前までに、事業休止・廃止届に財産処分具体的な方法を説明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認可の取消)

第6条 市長は、前条第2項の届(廃止の届に限る。)を受理したとき、又は実施事業者の認可を継続することが不適当と認めるときは、当該認可を取り消し、事業認可取消通知書により当該実施事業者に通知するものとする。

(研修の実施等)

第7条 実施事業者は、条例第22条第1項に規定する市長が行う研修に職員が参加できる機会を与えるとともに、当該研修を修了したときは、速やかに当該研修の修了証の写しを市長に提出しなければならない。

(報告)

第 8 条 市長は、必要があると認めたときは、実施事業者に対して必要な事項について報告を求めるものとする。

（立入調査の実施）

第 9 条 市長は、職員を派遣して定期的に乳児等通園支援事業所に立入り、当該施設の設備又は運営について必要な調査を行わせるものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、児童の処遇等に適切を欠くと認める実施事業者に対して、必要な指導又は改善の勧告若しくは命令（以下「指導等」という。）を行うものとする。

3 市長は、指導等を行ったときは、事後適当な時期に報告を求め、又は立入り、改善状況を確認するものとする。

（開所日及び開所時間）

第 10 条 乳児等通園支援事業所の開所日は、原則として次の各号に掲げる日を除く日の中で、実施事業者が定めるものとする。ただし、特に必要があると市長が認めるときは、これを変更することができる。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 乳児等通園支援事業所の開所時間は、3 時間以上とし、実施事業者が定めるものとする。

（賠償責任保険）

第 11 条 実施事業者は、事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険の加入に努めるものとする。

（雑則）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 乳児等通園支援事業の認可に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。